

刑事訴訟に関する書類等の適用除外について

■ 公文書等の管理に関する法律の施行に伴い、刑事訴訟法が改正され、訴訟に関する書類及び押収物の取扱いについての規定が追加された。

- ① 訴訟に関する書類(被害届、供述調書など)は、刑事司法手続きの過程で作成又は取得されたものであり、刑事司法手続きの適正確保は司法機関である裁判所がはかるべきものであること、また、刑事訴訟法や刑事確定訴訟記録法によって、開示等の取扱いが自己完結的に定められていることなどから、公文書管理法第2章(行政文書の管理)の規定が適用除外されている。一方、第4章(歴史公文書の保存、利用等)の規定は適用される。
- ② 押収物(ビデオ、フロッピーディスクなど)については、刑事訴訟法の規定により、被押収者へ還付されることなどから、公文書管理法の規定が全面的に適用されないこととされている。

<条例の条文案>

第6 雑則

- 1 次に掲げるものについては、それぞれ次に定める規定は適用しないものとする。
 - (1) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第53条の2第3項に規定する訴訟に関する書類(以下「訴訟書類」という。) 第2(公文書の管理)の規定
 - (2) 刑事訴訟法第53条の2第4項に規定する押収物 この条例の規定
- 2 実施機関は、知事と協議して定めるところにより、当該実施機関が保有する訴訟書類で歴史資料として重要なもの(以下「歴史的訴訟書類」という。)の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 知事は、2の協議による定めに基づき、歴史的訴訟書類について、知事において保存する必要があると認める場合には、当該歴史的訴訟書類を保有する実施機関との合意により、その移管を受けることができる。
- 4 3により知事に移管された歴史的訴訟書類については、2定義の6に規定する特定歴史公文書とみなして、第4の規定を適用する。ただし、3による実施機関との合意において利用の制限を行うこととされている歴史的訴訟書類について利用の請求があったときは、2特定歴史公文書の利用請求の1から3までにかかわらず、知事は、利用を制限するものとする。

<参考>

各都県の刑事訴訟に関する書類等の取扱い規定比較

東京都	<p>(刑事訴訟に関する書類等の取扱い)</p> <p>第十六条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第五十三条の二第三項に規定する訴訟に関する書類については、第三条及び第四条並びに第二章の規定は適用しない。</p> <p>2 刑事訴訟法第五十三条の二第四項に規定する押収物については、この条例の規定は適用しない。</p>
鳥取県	<p>(訴訟書類等の取扱い)</p> <p>第24条 刑事訴訟に関する書類(以下「訴訟書類」という。)については、第2章の規定は、適用しない。この場合において、実施機関は、訴訟書類の適切な保存のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 館長は、訴訟書類について、歴史公文書等に該当すると認めるときは、当該訴訟書類を保有する実施機関と協議し、その引継ぎを受けることができる。</p> <p>3 第9条第3項の規定は、前項の規定により訴訟書類を公文書館に引き継ぐ場合に準用する。この場合において、同項中「第1項」とあるのは、「第24条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の規定により押収した物については、この条例の規定は、適用しない。</p>
島根県	<p>(刑事訴訟に関する書類等の取扱い)</p> <p>第29条 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第53条の2第3項に規定する訴訟に関する書類(以下この条において「刑事訴訟に関する書類」という。)については、第3章の規定は、適用しない。</p> <p>2 実施機関は、当該実施機関が管理する刑事訴訟に関する書類のうち、歴史公文書に該当するものについて、適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 前項に規定する歴史公文書に該当する刑事訴訟に関する書類について、実施機関が公文書センターにおいて保存する必要があると認める場合は、知事は、当該刑事訴訟に関する書類について、公文書センターにおいて保存することとしなければならない。</p> <p>4 実施機関は、前項の規定により公文書センターにおいて保存されることとなる刑事訴訟に関する書類について、知事が利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。</p> <p>5 刑事訴訟法第53条の2第4項に規定する押収物については、この条例の規定は、適用しない。</p>
香川県	<p>(刑事訴訟に関する書類等の取扱い)</p> <p>第30条 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第53条の2第3項に規定する訴訟に関する書類(以下この条において「刑事訴訟に関する書類」という。)については、第2章の規定は、適用しない。この場合において、行政機関は、刑事訴訟に関する書類のうち歴史公文書等に該当するものの適切な保存のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 行政機関は、刑事訴訟に関する書類が歴史公文書等に該当すると認めるときは、知事と協議し、当該刑事訴訟に関する書類を文書館に移管することができる。</p> <p>3 行政機関は、前項の規定により文書館に移管する刑事訴訟に関する書類について、文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。</p> <p>4 刑事訴訟法第53条の2第4項に規定する押収物については、この条例の規定は、適用しない。</p>

愛媛県	<p>(刑事訴訟に関する書類等の取扱い)</p> <p>第11条 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第53条の2第3項の訴訟に関する書類については、第4条から前条までの規定は、適用しない。</p> <p>2 刑事訴訟法第53条の2第4項の押収物については、この条例の規定は、適用しない。</p>
熊本県	<p>(訴訟に関する書類等の取扱い)</p> <p>第39条 次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める規定は適用しない。</p> <p>(1) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第53条の2第3項に規定する訴訟に関する書類(以下「訴訟書類」という。以下この条において同じ。)第2章の規定</p> <p>(2) 刑事訴訟法第53条の2第4項に規定する押収物 この条例の規定</p> <p>2 実施機関は、知事と協議して定めるところにより、当該実施機関が保有する訴訟書類で歴史資料として重要なもの(以下この条において「歴史的訴訟書類」という。)の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 知事は、前項の協議による定めに基づき、歴史的訴訟書類について、知事において保存する必要があると認める場合には、当該歴史的訴訟書類を保有する実施機関との合意により、その移管を受けることができる。</p> <p>4 前項の規定により知事に移管された歴史的訴訟書類については、第2条第6項に規定する特定歴史公文書とみなして、第4章の規定を適用する。ただし、前項の規定による実施機関との合意において利用の制限を行うこととされている歴史的訴訟書類について利用の請求があったときは、第15条の規定にかかわらず、知事は、利用を制限するものとする。</p>
滋賀県 (条例要綱案)	<p>④刑事訴訟に関する書類等の取扱い</p> <p>ア 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第53条の2第3項に規定する訴訟に関する書類(以下④において「刑事訴訟に関する書類」という。)については、2の規定は、適用しないこととします。</p> <p>イ 実施機関は、刑事訴訟に関する書類が歴史公文書等に該当すると認めるときは、知事と協議し、当該刑事訴訟に関する書類を公文書館に移管することができることとします。</p> <p>ウ 実施機関は、イの規定により公文書館に移管する刑事訴訟に関する書類について、公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならないこととします。</p> <p>エ ウの規定により意見が付された特定歴史公文書等について利用請求があったときは、3(3)の規定にかかわらず、知事は、利用の制限を行うものとします。</p> <p>オ 刑事訴訟法第53条の2第4項に規定する押収物については、この条例の規定は、適用しないこととします。</p>
高知県 (条例案)	<p>(刑事訴訟等に関する書類の取扱い)</p> <p>第35条 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第53条の2第3項に規定する訴訟に関する書類(以下この条において「刑事訴訟に関する書類」という。)については、第3章の規定は、適用しない。この場合において、実施機関は、刑事訴訟に関する書類のうち歴史公文書等に該当するものの適切な保存のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 実施機関は、刑事訴訟に関する書類が歴史公文書等に該当すると認めるときは、知事と協議し、当該刑事訴訟に関する書類を公文書館に移管することができる。</p> <p>3 実施機関は、前項の規定により公文書館に移管する刑事訴訟に関する書類について、公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。</p> <p>4 刑事訴訟法第53条の2第4項に規定する押収物については、この条例の規定は、適用しない。</p>

